

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム グリーン・コム

「指定（介護予防）短期入所生活介護事業」運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 夕凧会が設置運営する特別養護老人ホーム グリーン・コム（以下「施設」という）が実施する指定（介護予防）短期入所生活介護事業は、介護保険法の理念に基づき、要介護状態及び要支援状態にある利用者に対して、適切な（介護予防）短期入所生活介護サービス（以下「介護サービス」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅サービス事業者、地域包括支援センター等、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- 2 介護サービス計画に基づいて利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、食事・排泄・入浴その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう努めること。また、介護予防サービス計画に基づいて利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すこと。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護サービスを提供するよう努めること。
- 4 明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「生きがい」を持って過ごすことができるよう努めること
- 5 懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対して、十分説明を行い同意をいただいた上で介護サービスを提供すること。

（施設の名称及び所在地）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホーム グリーン・コム
所在地 岡山市東区宿毛 748-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 当施設に次の職員を置き、それぞれの職務に当たる。

職種	員数	職務内容
管理者	常勤 1 名	施設の統括
医師	非常勤 1 名	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導
精神科医師	非常勤 1 名	利用者の精神保健療養指導
看護職員	常勤換算で 3 名以上	利用者の看護、健康管理及び保健衛生管理
介護職員	常勤換算で 21 名以上	利用者の日常生活の介護及び援助
生活相談員	常勤 1 名	利用者の生活指導、利用者・その家族・その他相談業務、必要に応じ助言その他の援助
管理栄養士	常勤 1 名	利用者の栄養量計算、栄養評価、食事管理、嗜好調査、給食会議の主催、委託業者の指導

介護支援専門員	常勤 1 名以上	利用者の介護サービス計画の作成・評価、介護の総合調整
機能訓練指導員	1 名以上	利用者の機能訓練・レクリエーション等の計画、実践評価、介護職員の指導
事務職員	1 名以上	介護サービス費・利用料の請求・受領、その他庶務・会計
環境整備員	2 名以上	清掃、洗濯、環境整備、日用品の補充
宿直員	3 名以上	夜間管理宿直

職員は、施設入所サービスと兼務

(営業日・営業時間)

第5条

- ① 営業日 年中無休
- ② 営業時間 24 時間

(利用定員)

第6条 当施設の利用定員は 20 人とする。

(介護サービスの内容)

第7条 当施設が提供する介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄及び食事等の介護
- ② 日常生活上の援助
- ③ 機能訓練
- ④ 送迎
- ⑤ 療養食の提供

(利用料)

第8条 介護サービス費等利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 食費・居住費については、自己負担とし別表 1 のとおりとする。

但し、「介護保険負担限度額認定証」提示者については当該認定証記載の額とする。

食堂

第 4 段階 1,445 円、第 3 段階(2)1,300 円、第 3 段階(1)1,000 円、第 2 段階 600 円、第 1 段階 300 円

居住費

(多床室の場合)

第 4 段階 1,005 円、第 3 段階(2)(1) 370 円、第 2 段階 370 円、第 1 段階 0 円

(個室の場合)

第 4 段階 1,171 円、第 3 段階(2)(1) 820 円、第 2 段階 420 円、第 1 段階 320 円

3 前 2 項に定めるもの以外の利用料については、別表 2 のとおりとする。

第9条 通常の送迎の実施地域

岡山市東区役所管内 瀬戸内市

なお、実施地域外の送迎についても相談に応じる。

※離島（犬島、前島など）の送迎について

本島フェリー乗り場までを通常の送迎の実施地域とする。自宅まで送迎に行く場合、フェリー代実費（利用者分と送迎車輛分）を自己負担とする。

※入退所、入退院、通院以外の外出支援は、法人が行う福祉有償運送事業（しらさぎ）で対応、事務所に利用規約及び登録書を備え付けており、随時相談に応じる。

（施設利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者等が留意すべき事項は次のとおりとする。

- ・面会は8：30～20：00と、面会者は、備え付けの伝票に記載し出入するものとする。
- ・消灯時間は21：00とする。
- ・飲酒は原則禁止とする。
- ・喫煙は原則禁止とする。
- ・居室を状況に応じて変更することがある。
- ・所持品等の持ち込みは、他の利用者の迷惑にならないような身の回り品に限りこれを認める。
- ・ペットの持ち込みは、原則禁止とする。
- ・営利行為、宗教活動、特定の政治活動は、原則禁止とする。
- ・他の利用者への迷惑行為をしない。
- ・医療機関の受診等は、緊急時以外原則として家族対応とする。

（重要事項の説明と利用同意）

第11条 利用に先立ち生活相談員等は、重要事項についてグリーン・コム（介護予防）短期入所生活介護サービス利用重要事項説明書により本人及び家族等に説明し同意を得るものとする。

（緊急時、事故発生時等における対応方法）

第12条 職員は、利用者には症状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、その家族等及び管理者に報告する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3 賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償に応じる。そのため損害賠償保険に加入する。

4 事故処理後はその原因を解明し、再発防止の対策を講ずる。

（非常災害対策）

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等に備えて防災計画を策定し非常災害対策を行う。

2 消防法第8条に規定する防火管理者には、施設管理者あるいは、施設管理職を充てる。

3 火元責任者には、施設職員を充てる。ただし、厨房は委託先業者の職員を充てる。

4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

5 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。

6 被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

7 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

(1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年2回以上（うち1回は夜間を想定）

(2) 非常災害用設備の使用方法の徹底……………随時

8 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(衛生管理)

第14条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、食中毒及び感染症等が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第15条 職員は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、施設は、このことについて随時指導教育を行うこととする。

(個人情報保護)

第16条 個人情報については、別に定める社会福祉法人 夕凧会の「個人情報保護規定」により管理し保護することとする。

- 2 利用者及び家族の個人情報の保護については、「個人情報の使用に係わる同意書」を取り、同意書に係わる以外の情報は提供してはならない。

(苦情解決体制の整備)

第17条 当施設は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設け、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 当施設は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該施設又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束)

第18条 当施設は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、尊厳ある生活を阻む身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は原則禁止とする。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 当施設は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止関する責任者の選定
- ・職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ・その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たり、当施設職員又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第20条 当施設は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第21条 施設は、緊急を要する利用者のために、あらかじめ協力病院、協力歯科医療機関を定めておくものとする。

2 施設は、施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、苦情受付窓口、利用料その他介護サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

3 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

4 職員の勤務条件、服務規律については、罰に定める社会福祉法人 夕凧会の就業規定による。

5 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備するものとする。また、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人 夕凧会と当施設の管理者とが協議して定めるものとする。

（付則）この規定は、平成14年10月15日から施行する。

平成16年7月1日改正

平成17年10月1日改正

平成17年12月1日改正

平成18年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成20年8月1日改正

平成24年6月1日改正

平成24年10月1日改正

平成25年4月1日改正

平成27年4月1日改正

平成27年8月1日改正

平成28年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和元年10月1日改正

令和3年4月1日改正

令和3年8月1日改正

令和3年11月1日改正

令和6年4月1日改正

別表 1

居住費	多床室	1,005 円/日
	従来型個室	1,171 円/日
食費	朝食	377 円/食
	昼食	555 円/食
	夕食	513 円/食

別表 2

日用品費	実費(個別希望の日用品：歯ブラシ ¥200、歯磨き粉 ¥300、舌ブラシ ¥500、箱ティッシュ ¥50、電池単 1 ¥80、単 2 ¥60、単 3 ¥40、単 4 ¥40、TV イヤホン ¥100、口腔ジェル、ポリグリップ、電気剃刀等実費)	
個人購入費	実費(個別希望の物品：靴、脳トレ本、手芸セットなど)	
嗜好品費	165 円/日	
理美容代	実費(※訪問理美容業者 2 社から、希望により選択可能。料金は施設と業者との契約による。)	
健康管理費(予防接種代金等)	実費	
個人的電気製品使用電気代	50 円/1 種類・日	
送迎費	離島の場合、フェリー代実費(利用者様分と送迎車輛分)	